

しおかぜ

No.328 2018 9月号

- 藤沢税務署の人事異動7月10日発令……………2~3
- 会員増強月間ご協力をお願い……………4
- 第100回 税金よもやま話
『会社設立時の税金と注意事項』……………6
- 第27回「知って得する？」社労士の独り言
『働き方改革関連法の概要について』……………7
- 平成30年度下期分回座振替のお知らせ……………9
- 地域の会員企業紹介……………10
- おじゃましました♪会員訪問
Vol.21 遠州流茶道・着付け・花・料理
「三奈美」さん……………11

署長に藤沢氏

藤沢税務署の人事異動

7月10日発令

藤沢税務署の定時異動が7月10日発令に伴い、田作有司郎署長は勇退され、新署長に保土ヶ谷税務署から藤沢佳文氏が着任されました。法人課税部門では星篤副署長が新宿税務署へ特別国税調査官として転出し、東京国税局課税第一部から繪柳ふみ氏が法人課税担当副署長として着任されました。

また、太田光俊法人課税第1部門統括国税調査官は留任されましたが、審理担当上席国税調査官は異動となり、新たに川崎西税務署より西村有史氏が着任されました。

今後は、法人会の様々な事業にご臨席いただきますので、会員企業の皆様には是非とも法人会事業にご参加いただき、交流を深めていただければと思います。

着任の御挨拶

藤沢税務署長 藤沢 佳文



初秋の候、公益社団法人 藤沢法人会の皆様方には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で藤沢税務署長に着任いたしました藤沢でございます。直前は保土ヶ谷税務署長、3年前は新潟県の新発田税務署長、10年前には鎌倉税務署の副署長として勤務してまいりました。「藤沢署の藤沢」ということでやや変ですが前任の田作署長同様の御厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

鈴木会長をはじめ、藤沢法人会の皆様方には、日頃から税務行政全般にわたりまして、深い御理解と格別の御協力・御支援を賜り、心から御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税を考える週間」における講演会や税に関する研修会などの開催、「租税教室」・「税に関する絵はがきコンクール」等の租税教育の推進、「市民まつり」や「産業まつり」等における広報活動等を通じまして、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に大きく貢献されておられます。

さらに、「ピーチクリーンアップかながわ」での清掃活動への参加など地域の皆様方を対象とした社会貢献活動にも積極的に取り組んでおられ、大変心強く思っております。

法人会の皆様方の御活躍は、鈴木会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方の御尽力の賜物であり、心

より感謝申し上げます。

私どもは、「適正・公平な課税と徴収の実現」に向け、国民の皆様方からの理解と信頼を得られるよう、納税者の皆様方の利便性の向上と事務の効率化を図っていくために最善の努力をしております。

さて、来年10月から消費税率の引き上げと同時に「軽減税率制度」が実施されます。売上及び仕入れを税率ごとに区分して経理する必要があり、複数税率対応のレジの導入や受発注システムの改修などの準備が必要となる可能性があります。税務署としましては、円滑な導入及び定着のために積極的な周知・広報に取り組んでまいります。

藤沢法人会の皆様方におかれましては、税務行政の良き理解者として、引き続き、e-TaxなどのICTを利用した申告と納税に取り組んでいただくとともに、「マイナンバー制度」の定着・「消費税の軽減税率制度」の導入につきましても、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、公益社団法人 藤沢法人会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

藤 沢 税 務 署 の 主 な 人 事 異 動

【 新(留)任 】

(敬称略)

職 名	氏 名	前 任 地
署 長	藤 沢 佳 文	保土ヶ谷税務署 署長
副 署 長 (法 人)	繪 柳 ふ み	東京国税局 課税第一部 国税訟務官室 国税訟務官
副 署 長 (総 務)	大 月 一 吉	留 任
副 署 長 (個 人)	小 田 桐 忠 良	横浜中税務署 個人課税第1部門 統括国税調査官
総 務 課 長	鈴 尾 泰 彦	留 任
税 務 広 報 広 聴 官	瀧 澤 麗 子	留 任
税 務 広 報 広 聴 官	加 藤 光 久	東京国税局 査察部 査察国際課 査察国際専門官
特別国税調査官(法人)	上 野 真 粧 樹	留 任
特別国税調査官(法人)	片 山 誠 仁	留 任
法人課税第1部門統括官	太 田 光 俊	留 任
法人課税第2部門統括官	高 野 真 伸	留 任
法人課税第3部門統括官	相 良 健 一	鶴見税務署 法人課税第2部門 統括国税調査官
法人課税第4部門統括官	嶋 原 光 夫	留 任
法人課税第5部門統括官	白 谷 雄 一	藤沢税務署 法人課税第3部門 上席国税調査官
法人課税第6部門統括官	平 澤 由 美	留 任
法人課税第1部門連絡調整官	根 岸 和 之	留 任
法人課税第1部門上席調査官	西 村 有 史	川崎西税務署 法人課税第1部門 上席国税調査官
法人課税第1部門調査官	中 澤 奨 也	東京上野税務署 法人課税第1部門 国税調査官

【 転 任 】

(敬称略)

職 名	氏 名	赴 任 地
署 長	田 作 有 司 郎	勇退
副 署 長 (法 人)	星 篤	新宿税務署 特別国税調査官(法人) 特別国税調査官
副 署 長 (個 人)	池 谷 仁	東京国税局 課税第一部 国税訟務官室 国税訟務官
税 務 広 報 広 聴 官	宮 原 忠 夫	京橋税務署 特別調査情報官 特別調査情報官
法人課税第3部門統括官	大 月 伸 美	鶴見税務署 法人課税第2部門 統括国税調査官
法人課税第5部門統括官	佐 藤 和 彦	大和税務署 法人課税第4部門 統括国税調査官
法人課税第1部門上席調査官	小 野 寺 一 裕	芝税務署 法人課税第6部門 上席国税調査官
法人課税第1部門調査官	木 村 涼	東京国税局 調査第一部 広域情報管理課 国税調査官

※法人課税第1部門調査官は法人会担当者のみ記載



繪柳副署長



太田1統括



西村上席



中澤調査官

9月1日より12月31日まで会員増強月間です 会員皆様のご協力をお願い申し上げます。

組織委員長 澤 邑 重 夫



法人会は地域経営者が集い、懇親や情報交換を中心とした活動によってお互いの事業を発展させることができる貴重な団体です。我が藤沢法人会では、会員の事業発展に寄与すべく活発な研修事業や交流事業を実施しております。

私達会員は、その活動を衰退させないために組織の維持を推進せねばなりません。

会員の増強による法人会の活発化こそ、私達の事業発展に欠かせないものと思っております。

さて、本年の目標は「各支部あたりの法人数に応じた配分による目標設定」とさせて頂きました。

また会員維持につきましても、増強と同様に重要

な課題となっております。

各支部に於かれましては、研修・親睦事業の実行等により、会員維持に関する方策をご検討頂ければ幸いです。

組織委員会におきましては、来る9月6日湘南クリスタルホテルに於きまして「新入会員歓迎会員懇談会」と称し、ここ数年間に入会された新会員の皆様を歓迎・ビジネス交流の場を設け、また、支部長がそれぞれ会員増強計画に関する決意表明を行って頂くことで、会員増強月間の目標達成に向け、勢いをつけていければと考えております。

また、今年度も9月から12月に入会された場合は平成31年3月までの会費を免除し、入会して頂きやすいよう配慮して参ります。

様々なメリットと有益な情報の集まる法人会へ、是非ご入会をお薦め頂きたく存じます。

会員増強月間(9月～12月)展開中!

みなさんも新しい会員をご紹介下さい!!

会員増強月間中に加入勧奨による入会で勧奨者には記念品と、支部目標を達成した支部には報奨金を贈呈いたします。※詳細につきましては下記をチェック!!

個人の特典

- 1件以上の加入勧奨による入会で、記念品を贈呈。
また、成績上位の方には、表彰状をお渡しします。
- ☆記念品は、6月に開催する本部総会の席上で、贈呈いたします。

支部・地区の特典

- 支部 6件の達成で30,000円
- 地区 1件あたり・5,000円
- 支部目標達成 30,000円
- ☆報奨金は、1月に開催する理事会の席上で、贈呈いたします。
- ☆各支部目標については事務局に確認願います。

※賛助会員の入会も勧奨による入会で上記カウントに含めます。

会員懇談会開催のお知らせ

組織委員会では、会員相互の交流や情報交換を目的に会員懇談会を開催いたします。

法人会のメリットでもある“異業種交流”それを利用し、同業種の集まりには無い、いつもと違った空間を感じてみませんか？
名刺交換等で人脈を広げ、企業発展の一助になれば幸いです。

日 時：平成30年9月6日(木)
午後5時00分～同6時30分
場 所：湘南クリスタルホテル
会 費：3,000円

詳細は <http://fujisawahojinkai.or.jp/> でご確認ください。

「税を考える週間」協賛講演会のお知らせ

11月11日から11月17日は「税を考える週間」として全国で様々な催しが行われます。
 本会では、これに協賛し、下記要領にて元陸上選手 / 北京オリンピック銅メダリストの朝原宣治氏を招き講演会を行います。
 会員の皆様、お問い合わせのうえ奮ってご聴講願います。



【講師プロフィール】

1972年、兵庫県出身。高校時代から本格的に陸上競技に取り組み、走り幅跳び選手としてインターハイで優勝。
 同志社大学時代は国体100mで10.19秒の日本記録を樹立し、その加速力より「和製カール・ルイス」と呼ばれた。
 大阪ガス株式会社に入社、ドイツへ陸上留学。
 五輪初出場となった1996年のアトランタオリンピック100mでは日本にとって28年ぶりとなる準決勝進出を果たし、自身4度目となる2008年の北京オリンピック4×100mリレーでは、悲願の銅メダルを獲得した。
 同年9月、36歳で引退を表明。
 現役生活中に世界陸上には6回出場し、日本陸上短距離界の第一人者として活躍してきた。

日時：平成30年11月21日(水) 午後6時30分開会
 場所：藤沢商工会館ミナパーク 6階多目的ホール 藤沢市藤沢607-1
 講演：世界で活躍するために海外で学んだこと
 講師：朝原宣治氏



※詳細は別紙案内をご参照ください。

■平成30年6月入会

— 新入会員のご紹介 —

支部	号	法人名 / 屋号	代表者名	所在地	電話	業種
藤沢南	2	正 (株)ホームテック湘南	岩崎 暢仁	南藤沢7-2-305	0466-90-3366	建設業
藤沢南	8	正 (有)グランパス	北園 康生	片瀬4-17-5	0466-27-1964	小売業
藤沢西	5	正 (有)田舎本陣	堀内 昭彦	浜須賀13-2	0467-88-5152	飲食店
藤沢東	4	正 かながわ信用金庫 村岡支店	板井 淳	弥勒寺2-6-12	0466-27-7777	信用金庫
茅ヶ崎南	12	正 (有)エヌ・トレード	内藤 正由	中島1211-1	0467-88-7791	卸売業
茅ヶ崎北東	7	正 (有)由紀コンサルティング	大坪 正人	堤97-3	0467-91-7873	コンサルティング
藤沢南	1	賛 オンザビッグスバック	吉田 宏介	辻堂西海岸1-10-2	0466-86-5785	飲食店
藤沢東	5	賛 大和塗装工業	石井 洋介	鎌倉市手広2-34-5-102	0467-38-7740	塗装業
茅ヶ崎北東	3	賛 慎電設	三橋 慎二	松林3-3-13	0467-52-7928	電気工事業

■平成30年7月入会

支部	号	法人名 / 屋号	代表者名	所在地	電話	業種
藤沢西	5	正 東京リトルメイト(株)	阪井祐基子	辻堂新町2-12-25	0466-35-8830	認可保育園、学童クラブ運営
藤沢西	8	正 (株)湘南CRAFTホーム	山神 賢三	大庭5432-1	0466-76-4880	建築、不動産
藤沢北	1	正 (株)湘南ホーム	大澤 秀美	長後1227-26	090-7422-0687	建設業
藤沢北	1	正 (株)トライズホーム	平田 雄二	高倉639-8	090-3200-6060	建設業
藤沢北	1	正 (有)G・Aファクトリー	大木 淳	長後957-2	0466-42-6306	エクステリア・外構工事
藤沢北	6	正 (株)山登	柳川 将登	葛原1388	0466-77-8639	造園、土木
藤沢北東1	1	正 (有)オハラ電設	小原 清	亀井野3086-6	0466-83-2692	電気設備工事
茅ヶ崎北東	4	正 (株)中村興業	中村 隆史	香川1-20-29	0467-52-8708	建設業
茅ヶ崎北東	4	正 (株)LAZO corporation	田中 孝大	香川3-11-16	0467-95-9371	サービス
茅ヶ崎北東	5	正 (株)湘南塗創	紀伊 智裕	甘沼932-3	0467-95-2386	塗装業
茅ヶ崎北西	1	正 (株)DEAR HOME	近藤 裕樹	萩園1703-2	0467-81-5704	建設業
藤沢東	5	賛 清和総合法律事務所	岸本 寛之	藤沢575-10	0466-47-2255	弁護士
茅ヶ崎南	8	賛 betca	茂木 紀子	東海岸南4-11-17	0467-37-8454	婦人服小売
茅ヶ崎北西	1	賛 前園塗装	前園 誠章	萩園2952-4	090-5532-0057	塗装工事業
茅ヶ崎北西	8	賛 旬彩 心花	金子 隆幸	共恵1-7-25	0467-38-8493	飲食店

※区分の正は正会員、賛は賛助会員になります。

※賛助会員としてご入会いただいた個人の方はお名前のみ表示とさせていただきます。(敬称略)

【6月入会】三浦秀子 【7月入会】大竹脩一

会社設立時の税金と注意事項

1. 最初に

個人事業からの法人成り、新会社の設立などいろいろなケースがあると思いますが、会社設立時には特別な税金の取り扱いがあります。特に消費税は特殊な扱いが多く金額も大きくなるので、今回は消費税を中心に会社設立時の税金について書かせていただきます。

2. 消費税の考え方

まず、消費税の基本的な考えとして、会社で納める消費税は、会社で受け取った消費税から会社で支払った消費税を控除した差額を納付します。したがって、納付するのは会社ですが消費税を会社で負担することはありません。通常は売上が生じた際に受け取った消費税が、仕入や経費を支払った際に生じた消費税より多くなるので、その多かった分だけ納めます。まれに支払った消費税のほうが多い場合にはその超過分を申告することで税務署から還付を受けることができます。

3. 消費税の免税

会社設立時の話に戻りますが、会社設立から通常2事業年度は消費税の納税が免除されます。1年の納税額が何百万になることはよくあることなのでこれは設立時の恩恵としてはかなりの大きな特典になります。これは会社の場合2事業年度の特典になるので、決算期を設立月の前月にすることで2年間フルに免税を受けることができます。

4. 注意点その①

この制度は税額に与える影響が大きいことなどから、免税を受けられない場合の規定も多く設けられていますので注意が必要です。例えば設立当初から規模が大きい場合です。設立時資本金が1000万円以上の会社はこの免税を受けられません。また、設立から6カ月の売上又は人件費の額が1000万円を超えるような場合は、1事業年度しか免税を受けることができなくなります。

5. 注意点その②

2つ目の注意事項は免税を受けると逆に損をするケースです。設立後大きな設備投資を行う場合には冒頭で説明した受け取った消費税より支払った消費税が多くなる場合があります。この場合には税務署から多い分の還付を受けることができます。還付を受けるためには税務署に届出をして課税事業者を選択することが必要になります。また課税事業者は2年間継続の縛りがありますので、免税を受けるか還付を受けるか慎重に判断する必要があります。

6. 注意点その③

3つ目の注意事項は免税を受けた後、納税義務が生じた時です。通常、第3期目から消費税を納めることとなりますが、第3期目は中間納付がなく決算後に全額を納付することになります。免税期間中は本来納める消費税分が会社の利益になっていましたが、第3期目は納税の分だけ利益を圧迫することになるので、しっかりとした利益の対策と納税資金確保が必要になります。

7. 最後に

来年の秋には消費税が10%に増税される予定です。そうすると免税の恩恵はさらに大きくなります。新規事業のため新会社を設立や個人事業の法人成りで免税を受けることを検討される経営者も多いと思いますが、事前にしっかりとした準備をすることをお勧めします。

「知って得する？」社労士の独り言 第27回

働き方改革関連法の概要について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
 特定社会保険労務士 石川 貢

働き方改革関連法は、第196回通常国会で6月29日に成立し、7月6日に公布された労働基準法など8本からなる改正法の総称です。時間外労働の罰則付き上限規制、正規雇用労働者と短時間・有期雇用労働者の均等・均衡待遇の義務化など実務に大きな影響を与える法律です。現状では指針や省令が決まっておらずその発表が待たれます。とはいえ中小企業では、平成31年4月1日から順次施行されることが決まっています。残された時間は限られているため、計画的に準備をしましょう。それでは、働き方改革関連法の概要を見てきます。

1. 労働基準法

- ①フレックスタイム制の見直し【H31年4月1日施行】
 - *フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長
- ②一定日数の年次有給休暇の確実な取得【H31年4月1日施行】
 - *使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならない（労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定不要）
- ③時間外労働の上限規制の導入【H31年4月1日、中小企業H32年4月1日施行】
 - *45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）の限度設定
 - ※適用猶予・除外の事業・業務を最後に記載しました
- ④高度プロフェッショナル制度の創設【H31年4月1日施行】
 - *職務の範囲が明確で一定の年収（少なくとも1,000万円以上）を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、一定の要件の下で労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする
- ⑤中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し【H35年4月1日施行】
 - *月60時間を超える時間外労働の割増賃金率（50%以上）の中小企業への猶予措置廃止

2. 労働時間等設定改善法【H31年4月1日施行】

- ①勤務間インターバル制度の普及促進
 - *事業主は、終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に、努力義務規定
- ②企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進
 - *企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、労働時間等設定改善企業委員会の決議で、一定の労使協定に代えることができる
 - 【衆議院において修正】：事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないように配慮する努力義務規定を創設

3. 労働契約法【H32年4月1日、中小企業H33年4月1日施行】

- *労働契約法20条を削除し、パート労働法8条に移行

4. パート労働法【H32年4月1日、中小企業H33年4月1日施行】

- ①均等・均衡規定の整備、待遇に関する説明義務
 - *短時間・有期雇用労働者と同一企業内の正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個別の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化（有期雇用労働者を本法で取り扱うため題名を改正「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）
 - *有期雇用労働者と正規雇用労働者との①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が同一である場合の均等待遇の確保を義務化
 - *短時間・有期雇用労働者と正規雇用労働者との待遇差の内容・理由の説明を義務化

5. 労働安全衛生法【H31年4月1日施行】

- ①産業医・産業保健機能の強化、労働時間の把握
 - *衛生委員会に対し、産業医が行った労働者への健康管理等の報告内容の報告義務
 - *事産業医に対し産業保健業務を適切に行うために必要な情報の提供義務（上記は、産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場）
- ②労働時間の状況の把握の実効性の確保
 - *使用者は労働時間の状況を、省令で定める現認や客観的な方法で把握する義務

6. 雇用対策労働法【H30年6月29日施行】：事業主の責務

- *雇用のみならず、より広い労働政策を本法で取り扱うため、題名を改正「労働政策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」

7. 労働者派遣法【H32年4月1日施行】

- *均等・均衡規定の整備、待遇に関する説明義務及びガイドラインの根拠規定を整備

8. じん肺法【H31年4月1日施行】：労働者の心身の状態に関する情報の取り扱いの整備

【適用猶予・除外の事業・業務】

- ①自動車運転の業務：改正法施行5年後に上限時間は年960時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定
- ②建設事業：改正法施行5年後に一般則を適用。ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しない。将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定
- ③医師：改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。検討の場に医療界も参加し、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る。
- ④鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業：改正法施行5年間は、1か月100時間未満・複数月80時間以内の要件は適用しない。改正法施行5年後に、一般則を適用
- ⑤新技術・新商品等の研究開発業務：医師の面接指導、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない

出典：働き方改革を推進するための関係法律整備に関する法律（平成30年法律第71号）の概要

法人会の事業

6/27水

参加人数19名

藤沢南支部税務研修会(藤沢法人会館)



藤沢南支部が主催する税務研修会では、(株)プランニングファイブの中江氏をお招きし、“平成30年度税制改正知っておくべき中小企業の世代交代に大きな後押しとなる改正他”と題し研修会を行いました。

7/20金

参加人数34名

藤沢北支部ボウリング大会(湘南とうきゅうボウル)



- 1位 田中 勝司氏 <賛助会員>
- 2位 斉藤 孝彦氏 <昭栄通信(有)>
- 3位 岡田 尚士氏 <昭栄通信(有)>

7/21土

参加人数25名

地域社会貢献活動(県立21世紀の森 下草刈り活動)



猛暑真っ盛りの7月21日、一般社団法人神奈川県法人会連合会が主催する地域社会貢献運動の下草刈り活動が今年も開催されました。平成10年から始まったこの活動も通算19回目。南足柄市にある県立21世紀の森にて、神奈川県内にある18の法人会から約380名を超える参加者で実施されました。藤沢法人会からは、大学生1名、小学生2名を含む25名が、藤沢よりマイクロバスをチャーターし、現地に向かいました。作業場所では、インストラクターの指導のもと、斜面に繁っている雑草を柄の長い大型の鎌で切り払いました。作業終了後には、使用した鎌の手入れや、ボランティア証明書の授与式が行われました。

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 院長 宗像博美



「機能性ディスぺシア(Functional Dyspepsia : FD)」について

●機能性ディスぺシア(機能性胃腸症とも呼ばれています)とは胃の痛み、胃もたれ、胸やけ、吐き気などのさまざまな症状が慢性的に(3か月以上)続いているにもかかわらず、器質的、全身性、代謝性疾患もなく、内視鏡検査などを行っても、それを説明できる異常が認められない病気のことです。ディスぺシアとは元来、消化不良を意味しますが、「機能性ディスぺシア」においては、胃や十二指腸における痛みやもたれなどのさまざまな症状のことを表しています。以前は、「神経性胃炎」や「ストレス性胃炎」と言われたり、慢性的な炎症がないにもかかわらず「慢性胃炎」と診断されたりしていました。胃炎があっても症状があるとは限らず、逆に症状があっても胃炎が認められないこともよくあります。そこで、症状があってもそれを説明できる異常がさまざまな検査でも認められない場合、胃の炎症の有無にかかわらず「機能性ディスぺシア」と呼ばれるようになりました。生命にかかわる病気ではありませんが、つらい症状により、患者さんの生活の質を大きく低下させて

しまう病気です。症状がどれくらい続いているかということよりも、症状がどれくらい強いかということのほうが生活の質に影響します。治療によって症状が改善すれば、生活の質も回復するため、適切な治療を受けることが大切です。

- 有病率ですが、健康診断受診者の11~17%に、病院にかかった人では44~53%に機能性ディスぺシアが見つかると言われており、とてもありふれた誰もが罹患する可能性のある病気です。
- 主な症状は、①食後のもたれ感(膨満感)、②食事開始後すぐに食べ物で胃が一杯になるように感じて、それ以上食べられなくなる感じ(早期飽満感)、③みぞおちの痛み(心窩部痛)、④みぞおちの焼ける感じ(心窩部灼熱感)の4つです。
- 原因として、胃運動機能異常(胃の動きのバランスが不良で、食べたものをうまく十二指腸に送ることができない)や、胃酸過多、胃の知覚過敏(小さな刺激に反応してしまう状態)、ストレス、ヘリコバクター・ピロリ菌の感染などが考えられていますが、原因・誘因は多彩と考えられており、はっきりと特定されていません。
- 治療は生活習慣の改善を基本に、さまざまな薬物療法が行われます。1)生活習慣の改善:①できるだけ決まった時間に食事をとる。②よく噛んで、ゆっくり食べる。③食事の量は腹八分目にする。④甘いものや、トウガラシなどの刺激の強い香辛料、脂肪分の多い食事、アルコール、カフェインを控える。禁煙する。⑤食後には休息をとる。⑥睡眠を十分にとり、ストレスや疲れをためないようにする。⑦適度な運動する。2)薬物療法:症状や原因に応じて、①消化管運動機能改善薬、②酸分泌抑制薬、③抗うつ薬、抗不安薬、④ピロリ菌の除菌薬を処方します。

7/27(金)

参加人数46名

**藤沢南支部ボウリング大会
(江の島ボウリングセンター)**



- 1位 廣瀬 隆氏 (株宝製作所)
- 2位 内山 真一氏 (株宝製作所)
- 3位 永田 文浩氏 (三喜工業株)

8/4(土)

参加人数50名

藤沢南支部バーベキュー大会(弁慶果樹園)



8/6(月)

参加人数57名

**寒川支部ボウリング大会
(寒川セントラルボウル)**

〈男性〉

- 1位 多賀 弘光氏 (株湘南ユニテック)
- 2位 鷺見 敬氏 (株暁運輸)
- 3位 久保田哲也氏 (株湘南ユニテック)

〈女性〉

- 1位 根来 吉氏 (株張替工業)
- 2位 鈴野 幸代氏 (株湘南ユニテック)
- 3位 太田 尚子氏 (株湘南ユニテック)

8/9(木)

参加人数24名

青年部会主催セミナー(藤沢法人会館)



青年部会が主催する税務・経営セミナーでは、藤沢税務署 法人課税第1部門審理担当上席国税調査官の西村有史氏をお招きし、“アナタも電子申告はじめてみませんか？【e-Taxについて】”と題し、研修会を行いました。

8/19(日)

参加人数118名

藤沢西支部バーベキュー大会(弁慶果樹園)



毎年この時期に恒例となっている藤沢西支部のバーベキュー大会が開催されました。今回のお子様イベントは移動型の駄菓子屋を営む“駄菓子屋ROCK”をお招きし、大人の方も昔懐かしい子供縁日まつりになったのではないのでしょうか？また青年部会のメンバーも参加し“しょうなん税金かるた”を使った、税金かるた大会も行いました。

**平成30年度下期分
法人会費口座振替のお知らせ**

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

口座振替契約の皆さまへ

平成30年度下期(30年10月1日~31年3月31日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。
 また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌でのご案内とさせていただきます。
 尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。
 ※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日:平成30年11月15日

口座振替契約をされていない皆さまへ

12月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です！ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444

地域の会員企業紹介

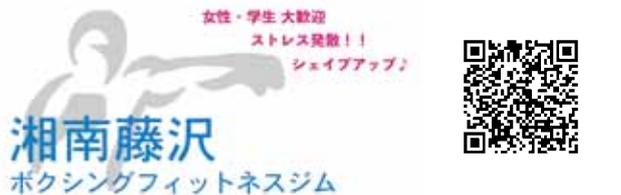
株式会社 小浜土地建物

- 業種** 不動産業
- 事業内容** 売買仲介、分譲、賃貸仲介、賃貸管理、不動産賃貸、空地空家管理、コンサルティング、相続相談、安心サポート、中古再生事業、駐車場、駐輪場、貸コンテナの提案、募集運営
- 代表者** 大八木 信義
- 住所** 茅ヶ崎市浜竹3-3-37
- 電話** 0467 (89) 2622
フリーダイヤル0120 (89) 2622
- FAX** 0467 (89) 2621
- メール** info@kohama.jp
- URL** <http://www.kohama.jp/>
- F B** <https://www.facebook.com/kohama.tochitaemono/>



湘南藤沢フィットネスジム (株式会社 HEC)

- 業種** スポーツフィットネス事業
- 事業内容** ボクシングフィットネスにより、シェイプアップ、ストレス解消運動不足解消を促し、健康を促進する事業。
- 代表者** 関野 博之
- 住所** 藤沢市藤沢1015-14 リブレ藤沢7階
- 電話** 0466 (23) 1015
- メール** info@boxing-fitness-life.com
- URL** <http://www.boxing-fitness-life.com/>



有限会社 リプロ

- 業種** 損害保険・生命保険代理店業
- 事業内容**
 - 損害保険各種 (個人・法人)
 - 生命保険各種 (個人・法人)
 - リスクマネジメントセミナー
 - 助成金受給サポート等
 お客様の問題解決支援業です。
- 代表者** 服部 洋平
- 住所** 藤沢市藤沢43
- 電話** 0466 (55) 4388
- FAX** 0466 (55) 4389
- メール** lipro@lipro.biz
- URL** <http://www.lipro.biz>



会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

●会報広告掲載は、

- カラー全面 (裏表紙) → **30,000円**
- カラー全面 (中 頁) → **20,000円**
- カラー半面 (中 頁) → **10,000円**
- カラー1/3面 (中 頁) → **5,000円**
- カラー1/4面 (中 頁) → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

地域の会員企業紹介ページは無料です。

●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

- ※封入枚数分事前にご用意下さい。
- ※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも出来ます。(指定がない場合は全域(約3500件)となります。)

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444

おじゃましました♪ **会員訪問**

vol.021 遠州流茶道・着付け・花・料理「三奈美」さん



▲円覚寺「佛日庵」のお稽古風景。
10月開催の「茶道東京大会」に向けて指導中。



▲遠州流茶道の真髄は、「綺麗さび」と称される「わび・さび」の精神。



▲アルマーニ銀座ビルオープンの翌年に開催された茶会イベント。

茶道を通して和文化に触れ、日本人の心を伝える

遠州流茶道上席家元師範のほか、調理師、草月流、フラワーアレンジメント、プリザーブドフラワー、パティシエ、珠算、書道と、驚くほど多くの資格を保有する「三奈美」の田中奈美さん。

遠州流茶道の継承・指導だけでなく、着物の着付け・料理全般・花全般(アレンジ、茶花)・ブライダルプロデュースなど、個人や外資系企業、寺院を中心に日本各地に出向き、茶会や講座を開催。出張着付けも含め、幅広いジャンルで活動しています。

「好奇心旺盛で、子どもの頃から、習い事が大好きでした。ジャズダンス、バトントワリング、ピアノ、絵画と最初は洋の習い事をしていましたが、23歳のときに、遠州流茶道と出会い、和の世界へと導かれま

した」と田中さん。

遠州流茶道とは、江戸時代初期の茶人「小堀遠州」を流祖とする430年の歴史を持つ大名茶道のこと。

田中さんの職歴も華やか。資生堂、京懐石の女将、ブライダル会社を経て、本物の道具や一流の人々と接してきた経験から、日本文化の魅力の奥深さに触れ、今も学び続けているそうです。

「和の文化は日本人の誇りです。2020年は、オリンピックで藤沢にも外国人が多く訪れますが、日本人を代表して堂々と日本の良さと魅力をご案内できたらいいですね。お稽古の体験ができますので、どうぞお気軽にお問合せください」



日本の四季や旬を知り、姿勢や振る舞いも美しくなりますよ!



ドレス・ブーケ・引き出物・ケーキなど、ブライダルプロデュースも。

▲出張茶会では、お茶の正しい頂き方の実演、茶の湯の歴史などをお話します。

お料理は、懐石、お節、多国籍、パスタ、菓子など多岐にわたる。



有限会社 三奈美

住 所：〒253-0034 茅ヶ崎市緑が浜
 TEL：090-4203-5813
 FAX：0467-87-5473
 MAIL：coco73nami@ezweb.ne.jp

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

- 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、
各種チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、下記のように
記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

法人会 自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、
税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

- また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入 組合 等 の 状 況	藤沢法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」の
コーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検
チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



藤沢法人会

藤沢市藤沢86番地 TEL0466-22-6444
http://www.fujisawahojinkai.or.jp